「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」の一部改正について(案)

令和4年3月28日 (下線部分変更)

改正案	現行
(禁止行為)	(禁止行為)
第6条 正会員は、電子申込型以外の自己	第6条 正会員は、投資勧誘を行う際に、
募集その他の取引等に係る投資勧誘を	次に掲げる行為をしてはならない。
行う際に、次に掲げる行為をしてはな	
らない。	
(1) ~ (7) (現行どおり)	(1) ~ (7) (省略)
(暗号資産商品に係る訪問又は電話勧誘	
の禁止)_	
第6条の2 正会員は、暗号資産(資金決	(新設)
済に関する法律第2条第5項に定める	
暗号資産をいう。) を運用対象に含む金	
商法第2条第2項第5号又は第6号に	
掲げる権利に係る契約の締結の勧誘の	
要請をしていない顧客に対し、訪問し	
又は電話をかけて、当該契約の締結の	
勧誘をする行為を行ってはならない。	
2 前項の規定は、「電子申込型電子募集	
取扱業務等に関する規則」に規定する	
電子申込型電子募集取扱業務等として	
行う行為には、適用しない。	
(適用除外)	(適用除外)
第11条 第2条第2項(投資勧誘の基準)	第11条 第2条第2項 (投資勧誘の基準)
及び第6条の2第1項(暗号資産商品	については、電子申込型以外の自己募

改正案

に係る訪問又は電話勧誘の禁止)については、電子申込型以外の自己募集その他の取引等に係る契約の相手方が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(金商法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第34条の3第4項(金商法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)である場合には、適用しない。

に規定する特定投資家(金商法第 34 条の2第5項の規定により特定投資家 以外の顧客とみなされる者を除き、金 商法第 34 条の3第4項(金商法第 34 条の4第6項において準用する場合を

含む。) の規定により特定投資家とみな

される者を含む。)をいう。)である場合

には、適用しない。

集その他の取引等に係る契約の相手方

が特定投資家(金商法第2条第 31 項

行

現

付 則

この改正は、令和4年●月●日から施 行する。

【参考】電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則(抄)

第3章 禁止等規定

(訪問又は電話の禁止等)

- 第9条 正会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、 顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行ってはならない。
- 2 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務以外の方法で募集の取扱い又は私募の 取扱いを行ってはならない。

第4章 取引

(禁止行為)

- 第16条 正会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に係る 金商法第2条第8項第9号に掲げる行為において、投資勧誘を行う際には、次に掲げ る行為をしてはならない。
- (1) 契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げること。
- (2) 顧客に対して特別の利益を提供することを約束すること。
- (3) 顧客に対して損失の全部又は一部の負担又は利益の全部又は一部の追加を約束すること。
- (4) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。
- (5) 顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等に照らして不適当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。
- (6) 偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。
- (7) 契約又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をすること。